

令和 5 年 5 月 24 日

三重県議会議長 様

会 派 名 草の根運動いが
会派代表者名 稲森稔尚
質 問 者 稲森稔尚

文 書 質 問 書

三重県議会基本条例第 14 条の 2 の規定に基づき、次のとおり文書による質問を提出します。

1 質問項目及び内容

動物福祉が重視される中での「上げ馬神事」のあり方について

- (1) 本年 5 月 4 日桑名市の多度大社で挙行された「上げ馬神事」において馬が負傷し、殺処分される事案についてどのように把握しているのか。動物愛護及び文化財行政の立場から何らかの指導を行ったのかどうか明らかにされたい。また、「動物虐待にあたるのではないか」という懸念に対してどのような認識でいるのか見解を伺う。
- (2) 県は過去に県内の「上げ馬神事」に対して動物愛護及び文化財行政の立場から不適切な事案をどのように把握し、動物虐待や事故の防止に向けてそれぞれどのような対応を行ったのか、件数及び事案の内容を明らかにされたい。
- (3) 文化的価値のある伝統文化が次世代に継承されていくことは極めて重要であるが、その一方で、動物福祉を重視する流れにも対応していくことが求められていると考えるが、県は今後どのような対応を取る考えがあるのか見解を伺う。

2 質問の趣旨及び理由

県指定無形民俗文化財である「上げ馬神事」の伝統文化が次世代に継承されることは極めて重要であるが、その一方で、動物福祉を重視する流れにも対応していくことが求められている。その上で、動物愛護及び文化財行政を所管する県の認識を明らかにし、よりいっそうの対応が必要であると考えことから質問する。

3 回答を求める者

知事、教育長

